

●香川県告示第122号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院又は救急診療所として次の医療機関を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成22年3月30日

香川県知事 真 鍋 武 紀

認定番号	認定の有効期間	医療機関名	所在地
21-10	平成22年4月1日から 平成25年3月31日まで	社会福祉法人恩賜財団済生会支 部香川県済生会病院	高松市多肥上町1331-1
21-11	平成22年4月1日から 平成25年3月31日まで	医療法人社団藤井外科胃腸科	高松市田村町1277
21-12	平成22年4月1日から 平成25年3月31日まで	医療法人社団勝賀かつが整形 外科クリニック	高松市香西本町114-10